■　第 15 回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会　会議録【確定】

〇日時：平成 27 年 1 月 22 日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：石川委員、伊東委員、金子委員、川崎委員、熊倉副座長、角家委員、佐藤(洋)委員、白柏委員、竹田委員、田中委員、長澤座長、長谷川(イ)委員、長谷川(美)委員、桝屋委員、松永委員　計 15 名

・関係課：保育課長補佐、こども未来課育成支援係長、広聴相談課長、こころの健康センター精神保健福祉室長、保健所保健管理課長、産業政策課長、住環境政策課長補佐、都市計画課長、土木総務課長、土木総務課計画係長、中央区健康福祉課長、中央区健康福祉課障がい福祉係長、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事、教育委員会教育総務課長補佐、教育委員会教育総務課副参事（企画室）、教育委員会施設課長、教育委員会施設課企画調査係長　計 17 名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員 5 名

〇傍聴者：９名（うち報道０名）

１．開会

（司　会）

お集まりの皆様、こんばんは。ただいまから、第 15 回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を開会いたします。本日は、お忙しい中この検討会にご出席いただきましてありがとうございます。

私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の大倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては議事録を作成いたしますので、テープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。したがいまして、委員の皆様のご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

また、本日は報道機関が取材に入っておりますので、撮影についてもご了承いただきたい

と思います。

会議に入ります前に、資料確認をお願いいたします。まず、本日、机の上にお配りしたものといたしまして、条例検討会の出席者名簿、座席表、参考資料８となります。また、事前にお送りしたものといたしまして、本日の次第、当日の検討会で議論いただきたいポイント、それから資料 15・追加というもの、資料 17、資料 18、資料 19、資料 20、資料 21、そして参考資料７。以上となりますが、お手元にございますでしょうか。

また、本日の議事で、前回お配りした資料 14 と資料 15 につきましても使用しますので、お手元にございますでしょうか。準備のない方は係の者にお申し付けください。

参考資料７につきましては、前回の検討会終了後に傍聴者の方から寄せられた意見となっておりますので、皆様ご確認のうえ参考としていただきたいと思います。

この検討会では、参考資料７にありますように傍聴者に対してその感想や意見を検討会に伝える仕組みを設けています。傍聴者からいただいた感想や意見については、委員の皆様の参考資料として検討会当日に配付させていただいております。傍聴されている方におかれましては、様式は問いませんので、もしご意見、感想ございましたら事務局にご提出していただきたいと思います。

次に、議事に移ります前に本日の委員の出席状況になります。委員 19 名のうち佐藤佐智夫委員、正道委員、遁所委員、和田委員から欠席の連絡をいただいております。４名欠席になっておりますので、15 名の出席となっております。また、白柏委員は若干遅れているようでございます。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事につきましては長澤座長に進行をお願いいたします。それでは、長澤座長、よろしくお願いいたします。

２．議事

（１）第 14 回検討会のまとめについて

（長澤座長）

よろしくお願いいたします。では、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議事の（１）第 14 回検討会のまとめについてです。資料 17 は前回検討会での主な意見と、前回お配りした資料 15 の一番右側の欄の再検討案について整理してあります。こちらについて、何かご意見ありますでしょうか。角家委員からは意見をいただいていますので、その前にどなたか、もしあれば。

よろしいでしょうか。では、角家委員、ご意見をお願いいたします。

（角家委員）

大変恐縮ですが、当日配付の参考資料８をご覧ください。合理的配慮の意思表明要件について、前回の議論の状況を踏まえて、私から再度ご提案申し上げたいと思います。

合理的配慮の意思表明の要件について、当事者の方からの求めを必要とするかどうかという点ですが、この点について、私は依然として、やはり合理的配慮の発生の場面では当事者の方からの意思表明を必要としないとしたうえで、合理的配慮の内容の確定に当たっては当事者ご本人の意向を十分尊重するということが必要だと考えて、次のとおり規定することを提案いたします。提案は意見書の中ほどに書いたとおりで、合理的配慮の定義としては、障がいのある人が、現に社会的障壁の除去を必要としている場合は、その実施に伴う、以下提案のとおりですけれども、として意思表明、求めを必要としないとするということです。

それに加えて、第６条の合理的配慮の不提供の禁止のところで、従前からある、何人も、障がいのある人に対し、必要とされる合理的配慮を提供しなければなりませんのほかに、続けて第２項として、何人も、合理的配慮を提供するに当たっては障がいのある人の意向を十分に尊重しなければなりませんという１文を加えていただきたいと思います。こうすることで、前回、ご本人が希望しないことをするということについての懸念が払拭できるのではないかと考えております。

それに加えて、その意思表示、合理的配慮の内容を確定するにはご本人の意向を十分に尊重するということと関連して、次の第２項に記載させていただいた具体的な差別禁止規定の中に、意思表示の受領の規定を加えていただきたいと思います。

すみません、この本文のところに、私、条文の引用を間違えまして、条例のたたき案では第２条（８）とありますが、これは第５条（８）です。最終行にも同様の間違いがあります。第５条（８）と直してください。

たたき案では第５条（８）に、当事者の方からの情報の提供を受ける場合の規定があります。ただ、情報の提供と意思表示というのは質的に異なると思います。そこで、合理的配慮の提供に当たって重要になる、ご本人の意思を尊重するために、意思表示の受領についても障がいを理由とする差別的な取り扱いをしないという条項、具体的には２ページ目の上段に書かせていただいた規定を入れていただければと思います。

（長澤座長）

ご提案、ありがとうございました。

参考資料８に詳細が書かれています。皆さんからのご意見を伺いたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

（竹田委員）

ありがとうございます。竹田です。

前回の委員会で、「現に存し」とか「求めがあるときは」とかというようなことで、文言についてかなり論議がされたと思うのですけれども、なかなかそこのところの論議のニュアンスが伝わらなくて、なおかつ市民の方に読んでいただいて分かりやすいということが求められているのだけれども、なかなかいい案がないなということで、まあしょうがないかみたいな感じで流れてしまった感じがあったような気がします。

今、角家委員から提案していただいた内容だと、問題になっている文言のところが、逆に無くして織り込んでいただいて、現に社会的障壁の除去を必要としている場合はでくくっていただいたので、ここのところがまさに大事な、私たちみんなも確認しておかなければならない内容なので、こうなればかなりすっきりするのではないかと思いますので、角家委員の意見に賛成したいと思います。

それから、２番目の具体的な差別禁止規定に意思表示の受領の規定を加える第５条（８）の問題ですけれども、第５条（８）は私が先回か先々回に、読んでみて意味が通らないので、ぜひ、分かりやすい文章に訂正してほしいと事務局へお願いをしていたところです。それがまさに２ページ目に整備されているので、これならば読んでいて分かりやすいので、こちらのほうがいいなと私は思いました。したがって、１、２ともに角家委員の意見に賛成させていただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。賛成、支持するというご意見でした。

（桝屋委員）

桝屋です。

角家委員から、なかなか前回の難しい言い回しのこと、法律に関する専門的な知識とかそういうものがないけれども、当事者としてはこの問題は非常に大事なことだと思うので、それに対して角家委員から分かりやすい形でこういう文言を考えていただいていることに、私はとても感謝しています。これで合理的配慮に対する社会不安、現に社会的障壁の除去を必要としている場合、それは確かにとても大事なことです。障がい者本人が求めを訴えることがなかなか難しい場合が多々あると思います。特に精神障がい、発達障がい、知的障がい。求めを訴えてもどうやって説明していいのか分からないという方々がたくさんいます。それに対する文言をしっかり考えていただいたとすると、本人の意思の尊重が不可欠、これは本当に大事なことで、本人の意思をねじ曲げてでも勝手な解釈でよかれと思ってこういうことをすればいいということが今までもまかり通っていることが多いと私は感じているので、本人の意思を尊重するという文言をきちんと織り込んでいただいて、分かりやすい文章になっ

ている、第５条（８）の規定を加えられたこの文章はとてもいいことだと私は思います。私はこの案に賛成したいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。支持するというご意見でした。

（田中委員）

前回は欠席いたしまして、恐縮でございます。

２点あります。１点目について、前回いろいろ議論があっただろうというところですが、参考資料８の角家委員からのご提案の第２条（６）の書きぶりですと、事業者の側に、しなければならないという形で直接義務付けるような規定になっていますので、事業者の方にとってはかなり規制強化になります。残念なことに、本日、事業者側の委員の方がいらっしゃらないので、できれば事業者側委員の出席のもとでこの１については決定したほうが手続き的には正しいのではないかと思います。

二つ目、２のほうなのですけれども、資料 15 の第５条（８）の原案では、相当する部分は恐らく第５条第８項（イ）だと思うのですけれども、ここでは正当な理由なしにというしっかりした要件が書いてあるのですけれども、角家委員のご提案ですと、「意思を確認することに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ない状態と認められる特別な事情がある場合」ということで、かなり明確に制限されています。この正当な理由がない場合とこの厳格な場合というのはどれほど具体的に違うのかについて、ご説明いただければと思います。

（長澤座長）

ご提案一つと質問がありましたので、質問のほうをお答えいただけますでしょうか。

（角家委員）

角家です。ご質問ありがとうございます。

正当な理由なしにというものと大きな差があるかと言われると、内容的には多分同じになるのではないか、ほぼ同じなのか厳格には分かりませんけれども、それほど変わらないと思います。ただ、こちらのほうがイメージしやすいかなということで、提案として書かせていただきました。正当な理由では絶対にだめというほどの強い意見というわけではございません。

（長澤座長）

よろしいでしょうか。

では、事業者の方がお二人ともいらっしゃらないということなので、ご意見を聞いてからのほうがいいのではないかというお話なのですが、そのように持ち越してよろしいでしょう

か。基本的には賛成のご意見が何人かから出されたのですけれども。

（川崎委員）

川崎です。

分野の違いこそあれ事業の側にいますので。以前から申し上げているように、意思の表明に関してはより具体的に分かりやすくという意味ではあったほうがいいなというのは引き続き思っています。しかし、今回ご提案いただいたものを見ていきますと、１項、２項合わせて読んでいけば、意向を十分に尊重し、確かにその内容についてのことというように読めば限定的には読めますけれども、本人の意向ということもここにうたわれておりますので、こういう組み立てもありかなとは思っています。

（長澤座長）

事業者サイドということも含めてご意見をいただき、支持するということですが、いかがいたしましょうか。次回に持ち越しとなった場合に、事務局、何か支障はありますか。

（事務局）

参考資料８につきましては本日配付させていただいた資料でございますので、まだ十分に読み込まれていない委員の方もいらっしゃるかと思いますので、再度、次回に持ち越させていただければと思います。

（長澤座長）

では、本日配付されたものだということもありますので、また欠席の方もいらっしゃいますので、次回に結論を出したいと思います。

（２）合理的配慮の提供に係る義務の対象者の範囲

（長澤座長）

次に移ります。議事（２）合理的配慮の提供に係る義務の対象者の範囲についてです。こちらは市民も義務化とするかという点について、問題点、考えるべきポイントについて、まずは田中委員からご説明いただきたいと思います。

（田中委員）

前回、資料を出させていただきながら本来業務のために欠席になりまして、誠に申し訳ございませんでした。

改めまして、前回お配りいただきました資料 14 に基づきまして、前回の会議最後での発言につきまして補足させていただきます。記の１のところになりますけれども、簡単に申しますと、合理的配慮の提供に係る義務の宛先を「何人も」あるいは「市民」とすることは相当の規制強化であります。ところが、この検討会で私たちが相当な時間を使って行った差別

事例の分析では、やはり事業分野が対象であったということで、家族であるとかご近所の相隣関係についてきちんと議論した経緯はございません。にもかかわらず、前々回の会議では会議終了前、わずか数分のうちに大幅な規制強化が決められるかのような流れになりましたので、持ち越しにしてはどうかという趣旨で発言させていただいたところであります。

２のところで、いろいろ細かく書いてございますが、一般に政策を作るプロセスでは、ある規制をしようと主張する側が一定の説明をする責任を負うと理解しております。国会にしても市町村議会についても同様であろうと思います。また、普通の企業においても同じだろうと思います。少なくとも①から④にありますようなことがらについて、一定の資料を集めて、どうしてそうした規制強化が必要なのか、よくよく議論する必要があるのではないかと考えております。

３のところでありますけれども、一般に家族関係については事業者と障がい者の方との関係と違い、相対的な関係、生活全般に及ぶ関係であります。その中の一部だけを抜き出して公権力が介入するというのはやや私にとっては違和感がございます。家族関係総体について対応する機関としては、例えば、児童相談所がありますけれども、かなり専門的な資格を持った、訓練を受けた職員が慎重に関与していると聞いてございます。これが私の違和感の根拠です。

また、４のところでありますけれども、第５条の不当な差別的行為については１号から８号まで列記事項がありまして、そこでは事業者の行う行為が想定されています。９号にその他ということでバスケットクローズ規定と俗に言いますけれども、その他の規定がありますが、一般に、そうしたその他の規定というのはその直前までにある各号列記の内容との並びで、その内容は制限的に解釈しなければなりません。何でもありというわけではありません。といたしますと、第５条の不当な差別的行為というのは、やはりなにがしかの事業者が行う事業的な行為を拾う趣旨と理解されます。このように不当な差別的行為については、文言では確かに「何人」が名宛人、宛先となっていますが、解釈をきちんとすれば何らかの事業者に限定された状況と言わざるを得ないのではないかと思っております。

一方、各号列記の規定のない合理的配慮の規定の宛先を「何人」とすると、両規定の間に相当なアンバランスが生じます。このアンバランスがなぜ認められるのか、やはり検討が必要だろうと思っております。

また、事業者については何らかのガイドラインを用意するということでありますが、そうしたガイドラインを用意するということで我々は議論してきたわけですけれども、家族や相隣関係についてもそうしたガイドラインを用意するのか。しないとすれば、それがなぜ許されるのか検討しなければならないだろうと思っています。

最後に、５番目ですけれども、そもそもの疑問なのですが、あっせん勧告公表システムの対象者、あっせんして勧告して、そして勧告に従わない場合は公表するというシステムが今回の条例案に組み込まれてありますけれども、これは条文案では明確ではありませんが、私は市と事業者に限られていると理解しておりました。そうではなくて、こうしたあっせん勧告公表の対象者というのが「何人」でもあるということであれば、この第６条の名宛人を広げる、広げないという話はあまり意味がないのかなと思っております。ただし、最後のところでありますけれども、法的義務も努力義務も負わないものがあっせん勧告公表の対象になるというのはなぜなのかという説明はまた別途用意しなければならないだろうと思っています。

ということで、合理的配慮の提供の義務の対象者を拡大するという話は、いろいろな資料を集めて検討したうえで答えを出さなければならない、ややこしい問題でありまして、二、三分で決めるという話ではないと思っております。それで、前々回、ご発言させていただきました。

（長澤座長）

ご説明ありがとうございました。

今の田中委員の説明について、お聞きになりたいことはございますでしょうか。

それでは、今の田中委員の説明を踏まえて、事務局から差別禁止規定にかかわる対象者の範囲について、資料 18 に見直し案が示されております。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、資料 18 をご覧ください。ただいま田中委員から資料 14 の内容のご説明がありましたが、それを踏まえて、資料 18 は他都市に照会したものでございます。これは「何人も」としている６自治体に対して行った調査でございます。

まず、（１）差別禁止の対象範囲のところですが、まず、「何人も」としている他都市に聞いたところ、「何人も」としている原因と言いますか、なぜ「何人も」としているかということについては、「障害者基本法を踏まえて個人に義務を課している」という回答が数多くありました。一つ目の四角の②の部分が千葉県の回答になりますが、千葉県も「『何人も』と規定して個人に義務を課しているが、各号に列記されている分野に属する個人を対象にしていることから、結果として私人間の問題は対象としない」という回答を千葉県からはいただいております。この千葉県の考え方が、先ほど説明のあった田中委員の考え方と同様のものとなっております。

次に、相談機関の調整対象について照会したのが（２）でございます。この主な回答の①

が千葉県の回答になりますが、「私人間の問題について、相談機関における調整活動（行政の介入）の対象とはしていない」という回答でございました。「私人間の差別で個人が特定できる場合は自治会等を通した啓発活動などを行うことで改善を促している」ということでございます。この調整活動というのが田中委員が問題提起された私人間の問題に対する行政の介入に当たる行為だと考えられますが、はっきりと私人間の問題を対象としないという回答があったのは、千葉県と沖縄県の２県だけでございました。千葉県の考え方としては、「差別禁止の対象範囲と同様、条例に列記している具体的な分野別の差別行為について調整活動を行うこととしており、結果としてその分野に属していない私人間の問題は対象外」ということでございます。私人間で差別があった場合は、当然、相談機関で話は聞くのだけれども、差別を行った側に直接調整活動をするのではなく、周知啓発により改善を図っていくということでございました。また、ここのペーパーには書いてございませんが、沖縄県が同様の回答をしているわけなのですが、沖縄県については、「障害者差別解消法の対象の範囲が行政と事業者となっているため、調整の対象にはしていない」という回答でございました。

そのほかの都市の回答につきましては、②になりますが、「私人間の問題については相談活動、調整活動を行わないということを条例で明確にしていないため、調整活動を行わないとは言えないということですが、相談機関が適切な機関につなぐとか、もしくは専門機関と連携して対応することを想定している」という回答が数多くありました。このように回答したほかの自治体におきましても、私人間の問題に行政が立ち入ることは問題があるという認識を持っております。

私人間の問題で相談機関が調整活動を行う根拠は何があるかというところを聞いておりますが、それについては③でしょうか。「制定当初は相談機関が私人間の問題にかかわっていいのかという観点では考えていない」という回答がほとんどでございました。

次の（３）です。助言・あっせんの申立ての対象の範囲についても確認いたしました。私人間の問題について対象としていない、または条例で明確に対象から除くことはしていないが、対象とすることは問題があると多くの自治体から回答を得ております。差別禁止の対象範囲、相談機関の調整対象、助言・あっせんの申立て対象においても、私人間の問題は対象としていない。もしくは対象とするのは問題があるが、条例では明確にしていないという回答がほとんどでした。これは裏面の下のほうになりますが、《参考》私人に対する考え方にあるとおり、「私的な領域について法律で差別を規定することは妥当ではない」、「一般私人の行為や個人の思想、言論については法により規制することは不適当」という考え方から、そのような回答であったと考えられます。

次に、２ページの上のほうになりますが、今ほどの田中委員のご指摘と他都市の照会等の

結果を踏まえ、見直した事務局案を上のほうに記載してございます。すみません、別紙をご覧ください。これは第５条の新旧対照表でございます。見方としましては、右側が前回お配りした資料 15 の内容となっております。今回、左側が見直しということで示させていただいた案でございます。下線を引いた部分が見直した部分となっております。

まず、合理的配慮について、事業者も義務規定とするということが前回決まっておりますので、第５条の不当な差別的対応と次のページになります最後の合理的配慮の不提供を合わせた規定として、見出しを（不当な差別的行為の禁止）、（合理的配慮の不提供の禁止）という二つから（差別の禁止）というように置き換えております。対象は何人もとして、次に掲げる差別をしてはならないと規定し、「何人も」とはしておりますが、各号に列挙されている福祉サービスや医療などの各分野に属する個人、法人を対象とし、実質、私人間の差別は対象とならないような規定にしたいと考えております。

資料 18 の先ほどの《参考》私人に対する考え方にもありますが、私的な領域においては法律で差別とすることは妥当ではないという考えから、私人間については対象としないことといたします。次に、相談機関の調整対象についてですが、見直し案にあります、各号の列記する差別に該当する場合を対象とするということで、こちらも私人間の問題は対象としないこととしたいと考えております。私人間の問題について相談機関に相談があった場合は、きちんと話を聞き、適切な機関につなぐことといたします。

一つ、例としまして、家族間の問題であれば、多くは障がい者虐待に該当する部分もあると思いますので、例えば、障がい者虐待防止センターにつなぐなど、そういう対応をとって、千葉県同様、周知啓発活動で対応したいと考えております。助言・あっせんの申立て対象については、相談機関で調整が図られなかったものが対象となっておりますので、結果として私人間における問題は申し立ての対象にならないと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

事務局から、差別禁止の対象範囲と相談機関の調整対象、助言・あっせんの申立て対象に私人間の問題は含まないという説明がありました。今の説明に対して、ご意見ございますでしょうか。

（伊東委員）

先ほどの説明を伺いますと、「何人も」と規定したとしても特に問題がないように思いました。「何人も」としますと、条例が制定された後に一般市民も、私もきちんと合理的配慮をしなければならないのだという気持ちになりますし、関心を持つきっかけになると思います。周知啓発にも役立つと思うので、「何人も」でよいのではないかと考えます。

（長澤座長）

ありがとうございました。「何人も」とするということで、今の事務局の説明でいいということです。ありがとうございます。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

前々回の終わりに桝屋委員が発言されたのは、家族間で非常にそういういろいろなことが想定されていることも現に確かにあるのです。例えば、障がいのある赤ちゃんが生まれたときに、姑が全然それを認めなくて離婚とかそういうところにまで発展していくということが現にあったのです。私どもがそういう相談をいただいたときに、家族間ということで非常に入りにくい。だからまず保健師にご相談なさってみてください、胸の内を全部はき出して保健師がいろいろなアドバイスをしてくれるかもしれない。それでもだめでしたら私どものほうにもう一度お電話くださいというように人権の相談として私どもは対応させていただいたということが、障がい、家族間、いろいろな問題を抱えた個人的な相談があるのですが、正にこういうところ、桝屋委員がおっしゃったいろいろなものが想定される。私もずっとこだわりを持っていたのですけれども、今日、田中委員のお話をお聞きしたり、事務局が表してくださったこのことに非常に私は安心しました。だからこれは支持させていただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。支持するというご意見をいただきました。

家族のそういう問題があった場合でも、対応がほったらかしになるということはなさそうですし、完全に防ぐということは難しいでしょうけれども、そういう意味ではこの事務局案でよろしいかと思います。特に反対意見がなければ事務局案でいきたいと思います。ありがとうございました。

（３）市民等の役割について

（長澤座長）

それでは、先に進ませていただきます。議事（３）市民等の役割についてです。こちらについては、前回、遁所委員から第４条について再度議論したいという要望がありましたので、前回の議論を踏まえた見直し、第４条の案となっております。今回、遁所委員は出席されておりませんが、進めてもよろしいでしょうか。それともご本人がいらっしゃったときがいいでしょうか。

（事務局）

では、遁所委員が来られたときに。

（長澤座長）

はい。では、議事（３）市民等の役割については次回、問題提起された遁所委員が来られたところで議論したいと思います。

（４）条例（たたき案）について

（長澤座長）

では、議事（４）に移ります。条例（たたき案）についてです。こちらにつきましては、前回配付した資料 15 の 14 ページまでが終わっておりますので、本日は 15 ページ以降から始めたいと思います。まずはお開きいただきたいと思います。この議事の進め方といたしましては、15 ページ以降の第２章第３節の差別の事後防止策の部分を事務局から説明いただき、その後ご意見をいただきたいと思います。その後で、今回配付の資料 15・追加にあります第３章、障がいのある人の自立及び社会参加のための支援に入りたいと思います。そして、見通しなのですけれども、残りの時間にもよりますが、１ページから 12 ページにかけてある第 19 条教育、第 20 条保育及び療育をひとくくり、２ページから４ページにかけてある第 21 条就労支援、第 22 条建物の管理、第 23 条居住場所の確保をひとくくり、４ページから５ページの第 24 条適切な説明、第 25 条情報・コミュニケーションをひとくくり、５ページの第 25 条プライバシーの確保、第 26 条その他をひとくくりとして進めていきたいと思います。

最初に、それぞれのくくりごとに資料 15・追加の条文について事務局から説明していただき、次に、資料 21 に基づき、関係課から現状と今後の取り組みを説明いただきます。その後、皆様からご意見をいただきたいと考えています。

では、事務局、説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、前回お配りしました資料 15 の 15 ページ、第 11 条からになります。第３節、障がい等を理由とした差別の事後対応策の部分ですが、第 11 条の相談につきましては、検討会での意見を踏まえ、相談の対象者に事業者という文言を加え、第１号の不当な差別的行為、第２号の合理的配慮に関する事項について相談できることを明記いたしました。また、相談機関がハラスメントに関する相談に対応することを明記すべきというご意見をいただきまして、第３号として所掌事務に追加しております。

続きまして、第 12 条の助言・あっせんの申立てですが、こちらは文言を追加していただきたいところがあります。前々回の検討会で事業者も助言・あっせんの申立てができること

としましたので、第 12 条第１項の１行目の最後、申し訳ございません、関係者の後に事業者という文言の追加をお願いしたいと思っております。次に、第２項の部分については、申し立てができない事案として三つのものを上げております。第１号は行政庁の処分など、他の救済措置があるものは対象にしないというもの。次のページに移りまして、第２号は事実のあった日から３年が経過したもの、第３号は犯罪の捜査の対象となっているものを申し立ての対象から除くというものでございます。こちらについては、前回の検討会でいかがなものかというご意見もいただいておりましたので、ご議論いただければと思っております。

次に、第 13 条でございます。第 13 条は助言・あっせんの申立てに係る市長の事実調査に係る規定。

第 14 条第１項については、助言・あっせんを行うことについて市長が調整委員会に審議を求める規定。第２項は調整委員会の調査権に関する規定。第三項は調整委員会が助言・あっせんを行うことが相当であると認める場合に市長が助言・あっせんを行うという規定。

第 15 条は勧告。

次のページになりますけれども、第 16 条は公表を規定しております。

第 15 条の勧告と次ページの第 16 条の公表は差別をしたと認められるものを対象に行うということで、原則、紛争解決においては話し合いによる解決を優先しますが、特に悪質な場合などにつき、勧告、公表を行うこととしたいと考えております。前回もお話がありましたが、誰が認定するかという部分については条文では明確にしておりません。なお、前回の参考資料６、それから今回の参考資料７では、検討会に対する意見として公表を条例に盛り込むことはいかがなものかというご意見が寄せられております。こちらについては、これまでの議論の中で公表までの手続きとして弁明の機会を３回設けているということで十分な改善の機会が与えられているということでございます。また、手続きに慎重を期すこと、非常に悪質な場合に限り公表するということで条例に盛り込むということが、前々回の検討会で確認されております。また、資料も参考にしながらご議論いただければと思っております。その辺の部分につきましては、ガイドラインの中でも明記していきたいと考えております。

また、第 17 条は公表前の意見陳述に関する規定、第 18 条は調整委員に関する規定となっております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

ただいま、第２章第３節の差別の事後防止策について説明がありました。資料 15 の第 11 条から第 18 条の部分について、ご意見ございませんでしょうか。

（角家委員）

角家です。

第 12 条の助言又はあっせんの申し立てについて、制限規定を入れるかどうか、第２項については、以前に弁護士会から、すみません、資料番号が分からないのですが、平成 26 年 11 月 18 日付で出させていただいた意見書に記載させていただいているところです。意見としては、制限しない、するべきではないというように考えています。申し立てを門前払いするような規定ではなく、間口を広げておいて個々のケースに対応する中で助言・あっせんの困難な場合、それから適性を判断して適宜対応していくというようにするべきだと思います。具体的には、「助言もしくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上、助言もしくはあっせんを行うことが適当ではないと認めるとき」というような規定にしてはどうかと思います。

ただ、もちろん、必要ではないと認めるときとか適当ではないと認めるときを恣意的に運用することで却って間口を狭めることのないようにしていただきたいと思いますが、一つの案としてご意見を申し上げたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。少し言葉で聞いただけでどう変わるかというのは、どうですか。理解されましたでしょうか。何か書いたものもしくは書いていただくとその違いが分かると思うのですが。

（事務局）

今ほどのことにつきましては、11 月 20 日の第 13 回の検討会のときに配付いたしました参考資料５。皆さんお持ちでしょうか。参考資料５の４ページから５ページにかけての部分になります。第 13 回の参考資料５の４ページの３、助言又はあっせんの申立てについての部分になります。

（長澤座長）

参考資料５の４ページの。

（事務局）

３の中段より下のほうです。助言又はあっせんの申立てについて（12 条）の部分から５ページにかけてのご意見だと思います。

（長澤座長）

ただいまの角家委員のご提案について、皆様からご意見をいただきたいと思います。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

やはり、門前払いというのはできるだけ避けたほうがいいと思います。私ども法務局では

侵害に当たるか当たらないかということを即座に判断することなく、本当にいろいろな範囲の相談を受けさせていただきながらの進め方をさせていただいておりますので、これは私どものほうではないからどこどこへ回すとかそういうことがないように、門前払いということは避けるべきだと思います。いろいろな方面の話を聞くとかして、背景にどういうものがあるのかとかいろいろなことをお聞きしながら指し示していって、最終的にはどうこうなるという形のほうが私はよろしいかと思いますので、弁護士会のほうで提案された参考資料５、私はそれがよろしいのではないかと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

であれば、少し前のものでもありますし、今の弁護士会のお考えを支持するという方向性で、事務局のほうで表現というか文言を再度提案していただくということはお願いしてもよろしいでしょうか。

（川崎委員）

結論的に言いますと、今示されている案のほうがより分かりやすいと思います。相談を受け付けないのではなくて、助言・あっせんに関する申し出の部分なので、いったん相談を受けた後なので、これはこのままでいいと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

では、特に文言を修正する、次回ということではなく、弁護士会の案で修正していくということでよろしいでしょうか。逆ですか。失礼しました。

では、もう少しほかの委員の皆様のお考えをお聞きします。このままということと、弁護士会の提案に従って修正するということですが、いかがですか。

（伊東委員）

相談を行ってなお調整が図られない事項がある場合の助言又はあっせんの申立てということで、相談をしても調整が図られないという状況にいる人の気持ちを考えますと、かなり切羽詰まったといいますか、ダメージが大きい状況であると思うのです。その段階で申し立てをして、そこでも受け付けてもらえなかったとしたならば、さらに大きなダメージを受けるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（長澤座長）

現行の案のままですと、弁護士会のほうで同意できない理由を三つほど上げていますが、このようなことは現行の事務局案では懸念として大きく残るものでしょうか。それとも、今の案でも十分こういった懸念は考えなくてもいいととらえたほうがいいでしょうか。

（事務局）

三つ限定的に該当しないものということで上げているわけでございまして、一つ目と三つ目は、いずれにしても別の観点で審査がされるものと考えております。また、３年というものにつきましては、３年がいいかどうかという議論はあるかもしれませんが、解決しているもの、もしくは、当然、３年前に原因事実があって継続的に続いているものについては調整の対象になってくると思いますが、３年前にあったことがすでに解決している場合ですとか、もしくはすでにそれが差別となっていない状況となっているものについては、申し立てがあってもどうなのだろうかという観点で、限定的にこの三つを上げて対象外としているところでございまして、間口を狭くしているというような意識は事務局としては持っていないところでございます。

（長澤座長）

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明も踏まえて、再度、皆さんからご意見はいかがでしょうか。

（竹田委員）

かなり難しくて、一生懸命弁護士会の参考資料５を読み込んでいたのですけれども、佐藤（洋）委員からのお話にもあったように、それから伊東委員からのお話にもあったように、ずっと一貫して私が述べさせていただいているのは、門前払いという言葉が出てきましたけれども、門前払いにならないように運用していくのだと。説得と納得といいますか、相互理解で進めていくという１点で落としどころを模索していくという構図なのだろうと思うのです。そういう点で言うと、各地の条例、参考資料５の最後の５ページの各地の条例のところで、制限規定を置いていない自治体では、代わりに、申し立てを広く受理しつつ助言・あっせんを行わない場合として、「助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんを行うことが適当でないと認めるとき」という規定を置いてそれに置き換えているという形の説明をしていただいています。だとすれば、三つの条項を具体的に示して廃すという形ではなくて、このほうが窓口を広げるという点ではかなっているのかなという感じがします。

実際に３項目に該当する実際の差別事案がどういう内容なのかという具体的な内容がないと、今ひとつ判断しかねるというのが正直なところです。こちらのほうにしていただいたほうがいいのかなと思います。

（長澤座長）

弁護士会からご提案があったように、この三つを取ってしまうということでよろしいですか。ありがとうございます。

（桝屋委員）

桝屋です。

制限規定のこれを門前払いととらえてしまうのは確かにありますし、実際、当事者はそんなに余裕のある人が多いわけではありません。加えて、今すぐ助けてほしいという人たちがそういう助言・あっせんをするはずだと私は想像します。なので、私はこの制限規定はないほうがいいと思います。希望はたくさんあったほうがいいですし、心理的ストレスを考えますと、私としてはこの制限規定を設けるというのは、助けを求めてきた当事者あるいは保護者の方、関係者の方に対する大変な負荷がかかってしまうのではないかと私は思いますので、弁護士会のこの意見を推したいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

ほかにご意見、いかがでしょうか。

先ほどの事務局の説明ですと、①、③というのは特に心配するようなことではなく、となると違いは②の期日を設けるかも受けないかということではないかと思うのです。大体ご発言された委員の皆様がほとんど、こういう制限を取ったほうがいいというご意見のようですが、そのような方向で条文をまた見直していただくということでよろしいでしょうか。

では、次回、修正したものをまたお示しいただければと思います。

次に移りたいと思います。では、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、資料 15・追加のほうに移らせていただきます。第３章、障がいのある人の自立及び社会参加のための支援ということで、まず、第 19 条と第 20 条を一つのくくりとして説明させていただきます。第 19 条の教育ですが、第１項として、市が県立や私立の学校に対し個別の教育支援計画の策定を働きかけるという規定になっております。

第２項を飛ばしまして第３項ですが、第３項では、新潟市が設置する学校では個別の支援計画の策定を義務化する規定になっております。併せまして、資料 20 もご覧いただきたいのですが、こちらは国立、県立、市立、私立の学校が第１項と第３項のどちらに対象になるかを示した表でございます。市が設置者である市立幼稚園、小学校、中学校、高校に対して、第３項で個別の支援計画の策定を義務付け、市立以外の学校については第１項で計画の策定を行うよう市が働きかけを行うという規定になっております。こちらは法政担当課とも相談したのですが、設置者でもなく許認可権限もない県立などの学校に新潟市が学校の教育内容に関するようなことを命ずることは適切ではないのではないかという考えから、このような規定としております。

なお、同じ政令指定都市のさいたま市の条例においても、教育に関してはさいたま市が設置する学校に限定しているということでございます。

市立学校に限定とはなりますが、学習指導要領では努力義務規定としている個別の支援計画の策定をこの条例で義務化するということは、今回検討している新潟市の条例の特徴と言えるところだと思っております。

資料 15・追加に戻りまして、先ほど飛ばしました第 19 条第２項についてです。こちらは本市の教職員に対して障がいに対する理解を深める研修を実施し、専門性を向上させるという規定になっております。

次に、第 20 条でございます。２ページ目になりますが、保育及び療育です。第１項から第３項まで、保育園についても学校と同様の規定を設けようとするものでございます。資料 20 の２ページ目、第 20 条関連にありますとおり、市立保育園と市が認可する保育園については、第３項で個別の支援を行うための計画策定を義務化し、第１項でそれ以外の保育園に計画の策定を行うよう市が働きかけるというように、学校と同様の考えで成り立っております。市立と市が認可する保育園だけになりますが、保育指針では努力義務となっている個別の支援計画の策定を義務化するということで、こちらについても新潟市条例の特徴と言えるものだと思っております。同じく 20 条の２項に戻りまして、職員の研修についても教育と同様に規定しております。次に、第４項につきましては、障がいのある子どもを支援する体制を構築しようということを規定しております。

第 19 条、第 20 条については以上でございます。

引き続き、資料 21 でございます。それぞれ第 19 条から第 25 条に関する取り組みの部分、１ページから関係課から説明をいたします。

（学校支援課）

教育のところをご説明いたします、学校支援課の中川と申します。

資料 21 の１ページをご覧ください。今ほど障がい福祉課長が申し上げましたように、県立等の、特に高等学校、特別支援学校については県立学校が多いわけですが、特に市教育委員会としての取り組みを中心に説明させてもらいます。あと、今現在、教育に関しては国の制度、文部科学省の動きに非常に影響される部分が多いわけでありまして、今現在も文部科学省のほうでインクルーシブ教育システムの推進という方針で取り組んでおりますので、新潟市もそれに基づいて動いているということであります。

資料の１でございますが、現状の取り組みでございます。今現在、市立幼稚園、小中学校、高等学校においては、相談窓口ということで特別支援教育コーディネーターを指名しておりまして、各学校には必ず特別支援にかかわる校内委員会を設置して組織的、計画的に対応し

ているところであります。

あと、今現在も障がいのある児童生徒には個別の教育支援計画や個別の指導計画を策定し、個々のニーズにできる限り応えようというように取り組んでおります。また、ほかの自治体にはなかなかないものでございますが、特別支援サポート教育センターというものを設置しておりまして、学校で出てくるさまざまな合理的配慮に対して助言をしたり、あるいは教職員の研修に取り組んでいるところであります。

あと、障がいに関する教育の推進ということで、今現在も障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶ場、交流及び共同学習というものを、意識的に機会を設けております。また、子どもたちの副教材の中で福祉読本というものを市で作成しておりまして、その中に、特に障がい理解について多くのページを割いて作っているところでございます。

今後の取り組みでございますが、今現在も取り組んでおりますインクルーシブ教育システムの構築ということで、できる限り障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶような場を作っていこう、そしてまたそれぞれさまざまな障がいのニーズに基づいた、専門的な教育支援ができるような場も確保していこうというところで、今、進めているところであります。今までもこうやっていたわけですが、より合理的な配慮について丁寧に対応していこうということでありますが、例えば、視覚障がいであれば拡大教科書や拡大教材、聴覚障がいでありましたら教室にＦＭ補聴器を取り入れたり、騒音防止用のテニスボールをつけるとかという、さまざまな合理的配慮についても充実させていこうと考えております。

交流及び共同学習については、今現在、特別支援学級と通常の学級との交流はすでにやっているわけですが、それに加えて、今現在、特別支援学校に行っている子どもが地域の小中学校でともに学べるような機会、居住地校交流と呼んでおりますが、そういうような機会も、ぜひ、作っていこうと考えております。

教員の研修については、２の３段落目、特別支援学級の「教育」だけではなくというのは「教員」の間違いでございます。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。特別支援学級の教員だけではなく、管理職や一般の教員に対しても特別支援教育の研修を義務付けていきたいと思っておりますが、その中で、もちろん、この条例の趣旨あたりも研修できるような機会を設けていきたいというところであります。このような形で、今取り組んでいるインクルーシブ教育の流れについて、条例を受けてさらに充実させていこうと考えております。

（保育課）

保育課の平澤と申します。

保育課での障がい児保育の現状と今後の取り組みというところでご説明させていただきたいと思います。新潟市の市立保育園、認可保育園すべてにおいて障がいの程度にかかわらず

医師等の診断によって集団生活が可能と判断される場合は保護者、そして主治医、関係機関と連携して体制を整えて受け入れをしております。障がいのある子どもの保育につきましては、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、障がいのある子どもがほかの子どもと生活を通してともに成長できるように、クラスの指導計画に位置づけまして、子どもの状況に応じた保育が実施できるように家庭や関係機関と連携いたしまして、支援のための計画を個別に作成しているところです。そして、専門機関とも連携を図り、必要に応じて助言を得て保育を進めております。

また、障がいのある子どもの理解と援助のしかたを学ぶために外部講師による職員対象の障がい児保育研修を実施し、各保育園においてはケース会議を定期的かつ必要に応じて行う機会を持って、担当保育士だけではなく職員全体で共通理解を図りながら保育に取り組んで保育の質の向上を図っているところです。今後も引き続き現状の取り組みを行う中で、受入体制を整備していくとともに、専門性を高める研修、個別の支援計画などによる配慮の把握や家庭や関係機関との連携を強化しながら、進めてまいりたいと考えております。

また、市立、そして市が認可する保育園以外の保育施設においても、個別の支援計画などにおいて障がいのあるお子さんに対する必要な配慮が把握されるような働きかけもしてまいりたいと考えております。

（事務局）

続きまして、３ページ目の障がい福祉課の欄でございます。

第 20 条の障がい福祉課の取り組みといたしましては、現在、幼児ことばとこころの相談センターによる地域支援としまして、巡回支援専門員が保育園、幼稚園のスタッフ、保護者に対して専門的助言を行っております。

次に、（２）としまして、これは各保育園、幼稚園の専門性の向上ということで、核になる発達支援コーディネーターを養成しようということで、昨年度から発達支援コーディネーターの養成研修を実施しております。全部で保育園、幼稚園等が 230 くらいありますので、１年間ですべてやることが難しくて、４年ないし５年で全園１回できるのかなと。また、異動等もありますので、今後も引き続き多くの保育園、幼稚園にコーディネーターが設置できるように、引き続きやっていきたいと思っております。また、今年度から一度コーディネーター養成研修を受けた方に２年目の専門研修といいますか、振り返りの研修も実施しているところでございます。

次に、（３）としまして、療育教室を全区で実施しております。身近な場所で乳幼児への支援や保護者への支援、助言というものを行っているところでございます。それから（４）としまして、これも今年度より全区展開しておりますが、専門医による発達相談を実施し、

医師の指導助言や専門医療機関への紹介などもやっているところでございます。

次に、今後の取り組みについてです。１から４までにつきましては、今年度もしくは昨年度から始めたもの、全区で展開しているというものが多くございますので、これからもこれを引き続き充実させ、発達の遅れが心配される乳幼児を早期に発見、早期に支援、身近な支援ということを合い言葉に充実させていきたいと考えております。また、保育課と協力し、市立や市が認可する保育園以外の保育園についても、第１項による働きかけにより個別の支援計画が策定されるよう努めていきたいと考えております。

以上で 19 条、20 条の説明を終わります。

（長澤座長）

ありがとうございました。

現状の取り組みを詳しく説明いただき、恐らく条例制定後、その条例に基づき、今後期待されるようなこと、今後の取り組みを具体的にご紹介いただいたと思います。

皆さんにご検討いただきたいのは、第 19 条の教育と第 20 条の保育及び療育の部分について、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（佐藤（洋）委員）

教育が本当にとても大事なところだと私などはずっと思っていました。教職員の質という、とても失礼な言葉を言いましたけれども、一般市民は先生方が特別支援へ異動があったということになると、とても見方が違ってくるような気がして、とても心が痛んでおりました。私は障がい児を教育する場が一番素晴らしい場所だと思っております。

私の子どもも、今、保育士で市にお世話になっているのですけれども、学生時代の実習のとき、障がい児の保育園へお邪魔したときに、３日間子どもが泣いている。その原因が分からなかった。しかし、３日目に園長先生がこの子は熱があるのだということで、すぐに病院に連れて行って事なきを得たという話を、娘はその現場をずっと見てきて、お母さん、今日はとても感動したと。そのようにして帰ってきたことがあるのです。私は一般の健常というかそういうところの教育の現場では、確かにいろいろなこともあるのですけれども、こういう障がいの部分で携わる先生方、一番苦労されていると思いますので、本当に先生方には勉強していただいているはずですから、私はとても尊敬しながら、この教育に関してはずっといろいろな思いを込めてこの場に座っていますので、ぜひ、こういう条例はきちんとしていただければうれしく思います。

意見という意見ではないけれども、今までの私の感想を含めて話をさせていただきました。

（長谷川（美）委員）

長谷川美香です。

前回、遁所委員がバリアフリー的なところからユニバーサルデザインのニュアンスが何か入らないだろうかという話があったと思うのです。この場で、あまりに具体的なのかもしれませんけれども、教育のユニバーサルデザインというようなことが、今、教育現場でもかなり行われてきている中で、新潟市の今回の説明の中ではそういったことに触れられていないのですけれども、すべての児童に分かりやすいとか、障がいがない子どもたちに何を見せて障がいを理解していってもらえるか、深めていけるかという部分を、日常生活の中でどうできるかみたいなところが触れられていないところにアンバランスさを感じるのです。障がいのある子どもたちに対する配慮という部分と障がいがない子どもたちに対する配慮というものも少しうたっておいてもいいのかなと思っています。あまりに具体的な形になってしまうかもしれないのですけれども、その辺りも少し含めて入れられるといいのではないかと感じました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

中川さん、何か今のものでご説明はありますか。もしなければ私が言いますけれども。

（学校支援課）

では、先生からお願いします。

（長澤座長）

はい。

今のご心配は国の施策にありますので、さすがにユニバーサルデザインという横文字を使わないのです。基礎的環境整備という言葉に置き換えて、それと合理的配慮を併せてやれということが文章化されていますので、そこのご心配は要らないと思います。むしろ合理的配慮を徹底させるための個別の教育支援計画は売りかなという感じはします。

（長谷川（イ）委員）

長谷川です。

先ほどどなたかが言われましたけれども、うちの子どもも南万代小学校で２年間先生としてやってきたのですけれども、その先生がおられて、その先生はとてもいい先生で、本当にうちの子どもが感動して結婚式にも来てもらったりして、今でも年賀状をやったりしているのですけれども、この前、インターネットを見たら、特別支援学級の先生が虐待して髪を引っ張ったり平手打ちをしたりしたというものが載っていたのです。だから先生の教育はとても必要だと思いました。

（伊東委員）

先ほど長谷川美香委員からユニバーサルデザインという話がありましたので、少しお伺い

したいのですけれども、ユニバーサルデザインの中にカラーユニバーサルデザインも含まれますでしょうか。日本の中で色覚に特性のある人たちがたくさんいらっしゃるということで、例えば、教室の中で黒板に書くチョークや、社会科の都道府県の地図の色塗りですとかそういったときに、子どもたちがとても困るような状況があると思うのです。そこのところもしっかりと先生方に学んでいただきたいですし、教室の中でそういったカラーユニバーサルデザインも含めてきちんと取り組んでいってほしいと思います。

（熊倉委員）

佐藤洋子委員がおっしゃったことの関連のようであれなのですけれども、私のほうで学校の先生に対する、素晴らしい先生もおいでになったし、申し訳ないのですけれどもそうでない方もおいでになったということを率直に申し上げたいと思います。そのうえで、関係する先生方が特別支援教育、あるいは支援の対象である障がい児ということの障がいの特性でありますとか障がい児者の人権でありますとかそういうことについて、よく納めるべきものを納めていただいて対応していただいていると思いますし、そのようにこれからいろいろなことが充実されるのだと期待しております。現在、そういう人は少なくなっていると思うのですけれども、やはり障がい児にとってよく分かっているのは保護者になるのですけれども、保護者と先生方の間の意思疎通の中で、やはり十分でないようなケースがあることもあります。それから、今はそういう先生はなかなかおられないと思いますけれども、本当にいろいろな学校で苦労されて、その結果として転勤によって特別支援学校に行くことになったというようなケースに苦労したので、今度は楽なところに転勤することになったというような会話が現実に交わされたということもありました。ただ、それは私としては過去のものになっていると基本的に考えております。

特別支援教育の免許を持った職員の比率を増やすというのはなかなか簡単なことではもちろんないと思いますけれども、やはり保護者との共通の土俵というものを広げる中で、現実に支援していく、あるいは教育の対象となっている人を通じて障がい児のこと、障がい児の支援のことも併せて研修の中に入れていただければありがたいと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

私が説明するのも変なのですけれども、教員の質というと、やはり一番は教員養成、大学も責任を負っているのです。今、大学では教員を目指す学生が障がいのある子どもに関する授業科目を１科目取ることになっていますし、教員免許法の改正で義務化になることも方向性が見えております。さらに、今、新潟市、新潟県、うちの大学等で教職大学院の設置を検討しているところで、より専門性の高い教員が多くなるのではないかと期待されます。さら

には、特別支援学校の免許も、特別支援学校に勤務する人は義務化という方向性も出ています。過去にいろいろな問題がありましたけれども、だいぶ解消に向かっていくのではないかと思います。

（桝屋委員）

桝屋です。

私自身の話で大変恐縮なのですけれども、私自身、教育と保育に対しては非常によろしくない印象を過去から受け続けていまして、今でもそれに対するトラウマとフラッシュバックに悩まされ続けています。本当にそういう人間が過去の保育、療育あるいは学校の場でそういうことが生まれないような教育体制が非常に望まれています。そのトラウマとフラッシュバックが特に大変でして、後に精神になって精神障がいに悩まされて一生を棒に振る、あるいは自殺にまで追い込まれてしまう人たちもたくさんいます。それに対して障がい者を踏むような、あるいは障がい者である人間を一生苦しめて苦しめ抜いて生きるようなことがないように、そういう取り組みが私はとても望まれ、教職員の養成とか保育にかかわる方全般にお願いしたいことです。子どもたちの未来を考えるのであれば、私のようなことで心を痛めて苦しめるような人間を生み出さないようにするのはとても大切な取り組みだと思うので、どうかそれに対してさらに万全を期して取り組んでいただきたいというのが私の意見です。

（長澤座長）

ありがとうございました。ご意見はしっかり承って、今後に生かしていきたいと思います。

（川崎委員）

川崎です。

ご意見申し上げる前に一つだけお聞きしたいことがあるのですけれども、教育、保育、療育、両方に出てくるのですが、第 19 条ですと第 1 項の最後のところ、「必要な配慮が把握されるための取組みを行う」、非常に理解しづらいのです。今一度解説していただくか、もしくは言い換えを考えていただけないかと思います。内容を今一度説明いただけますか。

（長澤座長）

事務局、ご説明をお願いしてよろしいでしょうか。第 19 条。これは第 20 条にもありますね。「必要な配慮を把握する取組み」ということが具体的にどういうことなのか、イメージしにくいということです。

（事務局）

まず、「必要な配慮を把握する」という部分は、学校側の意見ではなく、本人、家族等の側に立った配慮という意味合いで、必要な配慮を把握するという文言にしたやに記憶しております。確かに川崎委員おっしゃるとおり分かりにくいという面もありますので、この部分

の表現については改めて検討したいと思います。

（長澤座長）

関連して、私の意見ですけれども、確かにおっしゃるとおりだと思います。キーワードとして、個別の教育支援計画というオリジナルなものを出していますから、そうすれば、配慮ではなくて必要な支援を把握し保障するというようにすれば、単につかんだだけではなくて、個別の教育支援計画でそれをきちんと守って実行するということになるので、そういった表現がいいのかなと。もう少しいい表現を考えていただければいいのですが、いかがでしょうか。

（川崎委員）

ありがとうございます。学校支援課からの説明資料の中にも、第２項の最初からの３行目のところで、個々のニーズに基づいた合理的配慮の提供を行いますと、この辺はとても読みやすいのです。そういう表現がいいかどうかは分からないのですけれども、印象として非常に分かりづらかったというのが正直なところで、この辺が座長のおっしゃってくださったように、全段に個別の教育支援計画という具体的なものが出てきているので、それのつながりとしては分かりやすさを求めたいと思います。

それから、全体的な印象で恐縮なのですけれども、前回の会議の終わりに変なご注文を申し上げて恐縮です。この条例は福祉施策ではないのではないかという話を申し上げたのですが、全体を見ると障がいのある方への支援策がとても強い。この条例は何を進めようとするのか。差別がなくなるような、要するに障がいのある方への理解を深めたり、そういったものを進めようという意図で条例を制定しようとしているのですが、そういったものがここからはなかなか浮かんでこない。第 19 条に限らずです。そういう印象がどうしても否めないのです。書いてある条文としてのものに関して異論を唱えるものではないのですが、そういうものがここから感じ取れないというのが正直な印象です。これは第 19 条に限らず、以下同文です。

ただ、もう一つ、何回も言うのも申し訳ないので。例えば、保育課が出してくださった資料の部分でしょうか、最後に、市立及びというところから、要するに市立以外のところにも働きかけていきますと。これが私はすべてのところにほしいのです。市のほうでは当然義務とこの条例ではうたっていますから、そこに及ばないところ、これとの連携、こういった働きかけをもっと強く出していただきたいというのが意見で、ここにいいものがあったので申し上げさせていただきました。

（長澤座長）

ありがとうございました。より条例の趣旨がこういった条文からも読み取れるような表現

を、まだ時間がありますので、検討いただきたいと思います。

第19条、第20条に関していかがでしょうか。

それでは、もう１項目進めそうですので、第21条、第22条、第23条。本日はここまでとしたいと思いますので、事務局、そして関係課から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料15・追加の２ページ、第21条就労支援からになります。こちらは中間取りまとめに基づきまして、第１項で市が障がいのある人の就労に関する相談支援を行うというもの。第２項においては事業所に対し、障がい者就労に関する制度の周知を図るというもの。第３項は障がいのある人を雇用する機会を広げようという規定を設けております。

次に、第22条、建物等の管理ですが、第１項は市が不特定多数の者の利用に供されている公共施設の設計、整備を行うときには障がい特性に応じた必要な配慮を行うというもの。こちらにつきましては意見の77、78にありますとおり、建物を整備する際には障がい者の意見を聞くべきというご意見を踏まえ、利用する障がい者の意見をできる限り聞きという文言を追加しております。第２項は市が公共施設を管理するに当たって、障がい特性に応じた必要な配慮を行うもの。第３項は障がいのある人が施設を利用するときに、公共施設や公共交通を管理する事業者が障がい特性に応じた必要な配慮を行うということを規定しております。

次に、第23条の居住場所の確保です。障がいのある人が選択した地域で生活できるよう、居住場所を確保しようという規定でございます。中間とりまとめでは、自らの選択という文言があったのですが、意見84にある、自らの意思で決定できない障がい者もいるので書き方を配慮してほしいという意見を踏まえ、意思表示ができない場合はその保護者という文言を追加しております。

以上で条文の説明を終わりまして、関係課から現状と今後の取り組みについて説明いたします。

まず、第21条就労関係で、障がい福祉課でございます。現状の取り組みですが、新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を昨年の10月に開設し、障がいのある人の就職前の相談から就職後の定着、それから企業からの相談も含めて伴走型の支援を実施しております。また、障がいのある人を雇用する企業に対しても仕事の割り振りや研修など、トータルコーディネートを実施しているところでございます。

次に、（２）といたしまして、障がい者雇用に関する制度や進め方を説明した「障害者雇用のみちしるべ」を発行し、企業に対して制度の周知に努めております。また、（３）としまして企業や福祉関係者を対象にしたセミナーの開催、障がい者雇用に関する理解促進を図

っております。また、障がい者雇用企業の開拓や就職後の支援についてもこあサポートと連携し取り組んでいるところでございます。

次に、障がいのある人の就労支援に関する今後の取り組みですが、今ほど説明した現状の取り組みを引き続き行うとともに、改正障害者雇用促進法や当条例の趣旨を周知し、障がい者雇用の充実を図っていきたいと考えております。また、ここには書いてございませんが、この 10 月から、一生懸命やっている企業を認定する制度などもスタートさせているところでございます。

（住環境政策課長補佐）

第 22 条第１項、第２項の関連のところを説明します、住環境政策課です。

現状の取り組みについては、設計段階における視点として移動空間、行為空間、情報、環境、安全の五つの項目を上げ、ユニバーサルデザインの考え方や施設整備に当たっての基本原則を施設整備のポイントとして整理して設計しております。施設整備に当たっては、項目ごとに別添の設計のユニバーサルデザインポイントを参考に施設の特性を考慮した設計及び施工を実施しております。別添の設計のユニバーサルデザインポイントというのは、国土交通省で監修しており、設計のときにポイントにしております空間、移動や行為、情報、環境、安全の各項目について具体的に取り上げられているものです。

今後の取り組みについては、ユニバーサルデザインの原則でありますスパイラルアップの考えで、利用者の意見を参考にしながら企画、計画、施工の早い段階から安全性や利便性のほか、関連する諸条件を整理・検討し、できる限り多くの人の要求に応える解決策をより上手に組み込むよう行っていきます。

（土木総務課）

引き続き、第 22 条第１項、第２項関連で、土木総務課でございます。

道路と公園に関してでございますけれども、６ページと７ページになります。道路、公園とも国の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律という国の法律がございまして、それの省令がございまして、移動円滑化の省令に基づく基準によりまして、省令を参酌いたしまして市独自で基準を設けて、すでに条例化しております。その基準に基づきまして、道路、公園、いずれも新設、維持管理におきましてその基準に基づきまして移動しやすい整備に取り組んでいるところでございます。

なお、本市の道路施設管理延長は約 6,500 キロ、都市公園の施設は 1,300 を超えるということで相当の施設数を有しております。そうした中で、供与開始年次が古い、築造年次が古い道路、公園につきましてはそういった基準を満たしていない施設が多数ございますので、それらにつきましては利用者の多い施設からそういった施設の更新をする中においてバリア

フリー化等の取り組みを、今、進めているところでございます。

また、今後の取り組みにつきましては、そういった取り組みを踏襲しながらユーザーの方、利用者の方の声を聞きながら、移動しやすい道路や公園の施設整備、維持管理に一層努めてまいりたいと考えております。

（都市計画課長）

続きまして、第 22 条第３項関連についてです。私は都市計画課の鈴木と申します。よろしくお願いします。

今ほど土木総務課の話にもあったとおり、フルスペックで交通事業者、これは私どもが実際に管理しているわけではございませんが、その方々にバリアフリー、ユニバーサルデザインを統一していただくのが第１優先だとは思っておりますが、どうしても順序ということがありますので、利用者の多い駅から順にバリアフリー化を進めてございます。現状の取り組みにつきましては、バスにつきましては乗りやすいバス、ノンステップバスですとかというところで、本日欠席なのですが、導入して、今現在大体７割くらいのバスがノンステップ化になっているという現状でございます。また、鉄道関係につきましては、主に駅のバリアフリー化ということで、新潟市内に 28 の駅があるのですが、それの半分もまだ満たしておりませんが、11 の駅についてはバリアフリー化が進んでいるところでございます。

新潟市では、当然、交通事業者と一緒になってまちづくりという面から進めてございまして、その中で移動しやすいまちづくりに向けた新潟市の条例ということで、条例の名前が長いのですが、新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例という条例を作っておりまして、私ども新潟市と事業者と連携して進めているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、本条例の、皆さん方で検討されている条例もいわゆる事業者の責務ということだけではありませんので、この条例の趣旨を私どもが直接交通事業者に働きかけるような形で引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

（事務局）

引き続きまして、資料の８ページ、障がい福祉課、第 22 条第３項関連でございます。こちらにつきましては、身体障害者補助犬法によりまして、公共施設や公共交通機関において身体障害者補助犬の受け入れが義務化されておりますので、事業者等にリーフレットを配布などするとともに、相談、助言を行い、法の趣旨の周知を図っているところでございます。

第 22 条の建物等の管理に関する障がい福祉課の今後の取り組みですが、第３項における取り組みとして、公共施設や公共交通機関を管理する事業者に対して、この条例の趣旨や各障がい特性を理解するパンフレット、合理的配慮の提供に関するガイドラインを周知することで障がいのある人が利用しやすいまちづくりに努めていこうと考えております。

（住環境政策課長補佐）

第 23 条の居場所の確保です。住環境政策課です。

住環境政策課は住環境の整備と、市営住宅の管理を行っております。現状の取り組みについては、市営住宅の入居は原則公募です。公募というのはだれもが平等な形で抽選を行うのですが、高齢の方や障がいのある方など、居住の安定の確保に配慮する必要がある方に対しては優遇抽選という形で抽選札を２枚、３枚と、その配慮の度合いによって増やしております。

そのほか、一般住宅に対しても現在、新潟市健幸すまいリフォーム支援事業というものをやっておりまして、バリアフリー工事などの一定の要件を満たした場合については工事の一定額を補助するという制度を実施しております。

３番目として、マンションの共用部分について、特に古い建物についてはバリアがあるということで、バリアフリー化支援事業という形で、１棟について 100 万円を上限に共用部分の手すりや自動ドア等、バリアフリーに関するリフォーム工事の支援を行っております。

今後の取り組みについては、住み慣れた地域で安心・安全、快適に暮らせる住宅、住環境の形成をさらに目指していきたいと思っております。

（事務局）

引き続きまして、10 ページ、障がい福祉課でございます。

障がい福祉課では、障がいのある方が選択した地域で生活を営むことができるよう、グループホームの整備に力を入れているところでございます。また、福祉ホームの運営支援やアパート暮らしの体験事業などを実施しております。また、自宅に居住する方の支援といたしまして、住宅リフォーム事業や住宅整備資金の融資制度により経済的支援を行っております。なお、概要については四角囲みに参考としてございますので、後でご覧いただければと思っております。

今後の取り組みですが、引き続きグループホームの整備を図るなど、今ほど説明いたしました現在の取り組みを引き続き行っていくということと、それから、平成 29 年度までに地域生活支援拠点として障がいのある人が地域で生活できる新たな仕組みを整備していきたいと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

ただいま、第 21 条から第 23 条まで説明と関係課からの説明をいただきました。今の件につきまして、ご意見ございましたらお願いいたします。

（石川委員）

聴覚障がい者の石川です。

第 22 条についてですけれども、丁寧に説明していただきましてありがたいと思っています。ただ、気になることがあります。第 22 条の中に利用する障がいのある人の意見をできる限り聞きという文が少し疑問に思うのですけれども、基本的には、この建物はすべての人たちが使いやすいということが必要だと思います。なのにわざわざ障がい者の意見をできる限りという、できる限りというところが何か制限を感じるような気がするのです。このできる限りという文章はないほうがいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（長澤座長）

ありがとうございます。第 22 条です。できる限りという文言が入っています。ここはないほうがいいのではないかということですが、皆様、ご意見いかがでしょうか。

（佐藤（洋）委員）

石川委員のおっしゃることも分かるのですけれども、私が経験したというか、今の新潟市総合福祉会館ができるときに、建物を造る段階で障がい者の方も入っていただいて、どのようにしてほしいかという、私たちが気がつかないことをやはり言ってくださいました。一つ例を挙げますと、エレベーターです。全く窓がないものだと困ると言われたのは聴覚障がいの方だったのです。それは、私たちはボタンを押して上がるからそれはもういいやと思ってすごすところでしたけれども、聞こえない人にとって何も見えない四角の中に入ったときほど不安はないから、総合福祉会館を造るときはエレベーターに必ず外が見えるようにしてほしいという意見が出されて、それが今実施されてあるわけです。そういう部分を考えると、石川委員の障がいのことに関してという、気持ちは分かるのですけれども、できる限りという文言はどうか分かりませんけれども、やはりそういう特殊な、私たちの計り知れないところのことをきちんと提言できる人が入ったほうがいいと思います。

それともう一つ、先日経験しているのですけれども、ある病院に行く道路の歩道がとってつけたような狭い歩道でした。そこの途中に電柱があるのです。救急車が後ろから来たとき、私たちは耳が聞こえていますから救急車が来たと思って方向を定めながら細い歩道でも気をつけて歩いていたのですけれども、その歩道の対面してくる方がいらして、私の前を歩いていた人が車道に降りたのです。救急車が後ろから来て、私は思わず走り込んでその人をぎゅっとつかまえました。そして、あとから救急車が行ったということを本人が確かめて、ありがとうと言ってくださったのです。そういうものを見ると、今、道路の関係もお話がありましたけれども、そういうことも含めてバリアフリー、石川委員がおっしゃったようにだれでもがすべて使いやすい、生活しやすい、安心・安全ということを考えるなら、そういうことも含めていろいろな部門で担当、この会議もそうですけれども、いろいろな人が入って話し

合ってきちんとまとめたものがあるといいなと感じております。

（長谷川（美）委員）

設計に関しては障がい当事者のみならず、利用者の参加が計画段階からあることが望ましいということはずっと言われていることで、そのことについてはすでにユニバーサルデザインガイドライン等にもあったと思います。それと、今回の案の中では努力義務というか、努めますという言葉に少しトーンが下がった形になって、現実に即した形なのかなという印象もありますが、可能な限り多様な方と一緒に話し合う場を設けて、利用、使い勝手等を見たり検証したり、さらにスパイラルアップをしていくことが望ましいだろうと思います。

もう一つ、私自身が行政の方と一緒にやっている中で思うことは、土木部に関しては職員のユニバーサルデザイン研修をやってきていて、そういった意味では非常に集中力のある職員の方々がきちんと研修して積み重ねてきていることや、設計する人たちもかなりさまざまなことで悩んでいます。ただ、障がいの方に聞いても、同じ障がいを持っていても考え方がばらばらでなかなか見解を合わせることができないことがあるということもありまして、障がい当事者側にもそうしたものに対しての、どうあるべきか、どういう使い勝手がいいかというところを、お互いに同じような人たちでも聞き合って見解をすりあわせていくような機会を持っていくということも、こういった条例を作るに当たっては、実際に運用していくときにはそうしたことも必要になってくるのだろうと感じています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

時間がまいりましたので、このできる限りというのを何か制限をつけるような、びしっと決められるようなニュアンスがあるので、何かもう少しソフトな言葉、要求されるとそれが全部かなうという意味ではなくて、現実的な落としどころを探るような表現を次回までに考えていただければと思います。

この第 21 条から第 23 条に関してから、次回、続きを議論したいと思います。では、事務局にマイクをお返しいたします。

３．その他

４．閉会

（司　会）

長澤座長からは長時間にわたる進行、また、委員の皆様からは活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

次回、第 16 回になりますが、２月の第３木曜日が２月 19 日になります。２月 19 日午後

７時からの開催とさせていただきます。なお、本日の資料も次回以降も使用しますので、合わせてお持ちいただきたいと思います。

以上をもちまして、第 15 回条例検討会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。